

2011年3月

会員のみなさまへ

中国労働金庫
理事長 金尾 博行



東北地方太平洋沖地震で被災された方々への「無担保災害救援ローン」
のお取扱いについてのご案内

拝啓 東北地方太平洋沖地震により罹災されました多くの方々に心よりお見舞い申し上げます。

平素より、ろうきん運動の推進につきまして、格別のご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、今般の東北地方太平洋沖地震の発生は、広範にわたり甚大な被害を及ぼしました。その被災された方々の早期生活安定と災害復旧をはかるために、今回の災害に限定した「無担保災害救援ローン」の取扱いを行うことといたしました。

詳細につきましては別紙の通りとなりますので、ご確認のうえ会員の構成員のみなさまへのご案内をよろしく願い申し上げます。

また、震災の影響により収入が減少する方につきまして「勤労者生活支援特別融資」のご利用がいただけますことも合わせてご案内申し上げます。

当金庫は、勤労者福祉金融機関として、勤労者のみなさまが安心して暮らしていただくための<ろうきん>独自の施策を考えてまいります。

今後とも、格別のご支援とご協力をいただきますよう、重ねてお願い申し上げます。

敬具

東北地方太平洋沖地震被災者への「無担保災害救援ローン」の商品概要

項目	内容
1. 商品名	無担保災害救援ローン
2. 融資対象者	東北地方太平洋沖地震により被災された方、または被災者もしくはその配偶者の3親等以内の親族で、当金庫の取引資格を満たす方
3. 資金使途	①被災による家財道具購入費、被災による傷病の入院・治療費、被災した車輛の買替・修繕資金、災害復旧に要するその他生活資金、および、災害時の当座の生活資金 ②被災住宅の修理・改修等の復旧工事費、災害による住宅の建替費、代替住宅の購入費
4. 融資金額	500万円以内 ※公的年金を主たる収入とされる方は200万円を上限とし、かつ年間の支給額の範囲内とします。
5. 貸出金利	0.8%（固定金利）
6. 貸出形式	証書貸付
7. 償還方法	毎月返済または毎月・ボーナス併用返済 ※公的年金を主たる収入とされる方は2カ月毎の返済もお選びいただけます。
8. 貸出期間	資金使途①は10年以内 資金使途②は20年以内 ※上記返済期間内で当初6カ月以内の元金据置（利息払）がお選びいただけます。 ※公的年金を主たる収入とされる方の返済期間は5年以内とします。
9. 保証	(1) 保証機関：(社)日本労働者信用基金協会 (2) 保証料率（月次後払い方式） ① 団体会員の構成員の方：年0.4% ② 上記以外の方：年0.8% (3) 手数料：不要
10. 個人保証人	不要 ※ただし収入合算によるお申込の場合は、収入合算者を連帯保証人としてお申込みいただきます。
11. 担保	不要
12. 徴求資料（申込書類）	① 借入申込書・保証依頼書 ② 罹災証明書：市町村・警察署・消防署など公的機関が発行したもの ※ 罹災証明書の発行が困難な場合は、ご本人の申告による取扱も可とします。 ※ 申込される方が被災者でない場合は、申込人と被災者の続柄を確認する書類 ③ 資金使途証明書類：使途および所要資金がわかるもの ④ 収入証明書：所得証明書、源泉徴収票等 ⑤ 勤続年数確認書類：健康保険証等 ※ ④および⑤の書類は、1・3・4号特例会員の構成員の方で申込額300万円以下の場合提出不要です。 ⑥ 年金受給額等確認書類：年金証書、年金改定通知書、年金受給口座通帳または支払機関変更届 ※公的年金を主たる収入とされる方の場合必要となります。 ⑦ 本人確認書類 ※必要に応じてお願いする場合があります。
13. 取扱期間	2011年4月1日より2011年9月30日まで